

件名 ネブラスカ州における新たな健康措置命令の発表

ポイント

11月9日、リケッツ知事は州内の入院患者数増加を受け、州全域で11月11日から11月30日まで有効となる新たな健康措置命令を発表しました。詳細は本文と関連のリンクをご覧ください。

この命令に従わないと民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、くれぐれもご注意ください。

本文

11月9日、リケッツ知事は州内の入院患者数増加を受け、州全域で11月11日から11月30日まで有効となる新たな健康措置命令を講じることを発表しました。

1 新たな命令が有効になる日時: 11月11日0時1分

2 これまでの措置からの主要な変更点:

○6フィートルールとマスク着用

・以下の施設において、グループ同士は6フィートの距離を確保するよう求められる。

対象施設: 事務、フィットネスセンター、スパ、レストラン、バー、結婚式、葬儀、屋内の集まり、教会。なお、結婚式、葬儀、教会においては、グループは同一世帯員とみなされる。

・理美容院、マッサージ店、ボウリング場、ビリヤード場等の屋内ビジネスにおいては、従業員と顧客が15分以上6フィート未満の距離で過ごす場合にマスク着用が求められる。

・バーの顧客でビリヤードやダーツ等のゲームに参加する者は、飲食時を除きマスクの着用が求められる。

○課外活動

・民間クラブが行うものか学校が行うものかに関わらず、若者が行う屋内課外活動の観客は参加者と同一世帯の家族に限り、世帯同士には6フィートの距離を確保する。

○バー、レストラン

・バーやレストラン等での店内飲食は引き続き可能。定員通りでの営業が可能だが、テーブルは6フィートの距離をあけることが求められる。バーカウンターも利用可能だが、グループ同士の距離を6フィートあける。

・顧客は、注文やトイレへ行く際や、ビリヤードやダーツ等のゲームをするとき以外は着席することが求められる。

・1テーブル当たりの人数は8人までとする。9人以上のグループは複数のテーブルに分かれる必要がある。

・セルフサービスのビュッフェやサラダバーも認められる。

○教会、礼拝施設

・教会や礼拝施設においては収容人数の制限は設けないが、世帯間に6フィートの距離を確保する。

○集まり

・屋内での集まりは定員の25%とし、10,000人以下とする。屋外での集まりは定員での開催が可能だが、10,000人以下とする。

・ここでいう集まりとは、屋内外のアリーナやオークション、スタジアム、競走場、祭り、動物園、講堂、大規模行事用の会議室、屋内劇場、図書館、スイミングプール等の会場で行われるものを含む。

・1グループは8人までとし、グループ同士の距離を6フィート確保する。

・屋内でのカーニバルやダンスは禁止。ただし、結婚パーティにおいて、参加者がテーブルや席に留まったままで6フィートの距離を保って行う場合、ダンスは可能。ダンスリサイタルは可能だが、集まりに関する要件に従うことが求められる。

・人口が50万人未満の郡において、500人以上の定員での営業を再開・拡大しようとする場合は、地元の衛生当局へ計画を提出し、予め了承を得る必要がある。また、人口が50万人以上の郡においては、1000人以上の定員での営業を再開・拡大しようとする場合、同様にして予め了承を得ることが必要。

○ジムやフィットネスクラブ、スパ等

・ジムやフィットネスクラブ、スパは顧客同士の距離を6フィート以上確保する。

○理美容院やマッサージ、タトゥーパーラー等

・理美容院やマッサージ、タトゥーパーラーにおいては、顧客同士の距離を6フィート以上確保し、従業員・顧客は常時マスクを着用しなくてはならない。ただし、顔に対するサービスを行う場合に限り、顧客はマスクを外すことが許される。

○結婚式会場、葬儀場

・結婚式や葬儀においては、1テーブル8人以下とし、9人以上のグループは複数のテーブルに分かれる必要がある。

・結婚パーティにおいて、参加者がテーブルや席に留まったままで6フィートの距離を保って行う場合、ダンスは可能。

【リケッツ知事の発表については下記のリンクを参照ください】

<https://governor.nebraska.gov/press/gov-ricketts-announces-new-directed-health-measures-proclaims-november-%E2%80%9CAdoption-month%E2%80%9D>

【今回の主要変更点については下記のリンクを参照ください】

<https://www.dropbox.com/s/bcgfg6nkbierlsc/Outline%20of%20Changes%20to%20DHMs%2011.9.20.pdf?dl=0>

この命令に従わないと民事刑事の法的措置がとられる可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれては、良き市民として命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。